

8 練福介第 29 号
令和 8 年 4 月 15 日

区内居宅介護支援事業所管理者 各位

練馬区高齢施策担当部
介護保険課長 阿部 卓也
(公印省略)

令和 8 年度の居宅サービス計画標準化事業（ケアプラン点検）の実施方法について（通知）

日頃より、練馬区の高齢者福祉施策にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 8 年度の居宅サービス計画標準化事業（ケアプラン点検）について、下記のとおり実施いたします。

点検対象となる事業所につきましては別途通知を行いますので、実施へのご協力をお願いいたします。

記

1 実施方法

(1) 面談によるケアプラン点検

ケアプラン点検を受ける居宅介護支援専門員から必要な書類の提出を受けて面談を実施し、ケアプラン作成に関しての必要な助言等を行います（面談は WEB 会議システムを使用して実施）。

ア 運営指導連動型

福祉部指導検査担当課が策定する「令和 8 年度練馬区介護保険施設等指導実施方針・実施計画」に基づく運営指導の実施先事業所を対象に、当該事業所が作成した福祉用具貸与の位置づけのあるケアプランから、主に次の要件に該当するものを選定して実施します（点検は原則として委託事業者が実施）。

- ・全国平均や東京都平均と比較して福祉用具貸与の利用率が高い
- ・「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」（令和 6 年 8 月 2 日老高発 0802 第 2 号）において、福祉用具の使用が想定しにくい状態像・要介護度に該当

イ 高齢者向け住宅型

介護給付実績から抽出し選定したサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等の入居者（練馬区の被保険者で要介護認定を受けている）のケアプランから、主に次の要件に該当するものを選定して実施します。

- ・区分支給限度額の利用割合が 7 割以上
- ・利用サービスの 7 割以上を高齢者向け住宅と同一法人の事業者が提供
- ・利用サービスの 6 割以上が訪問介護サービスまたは通所介護サービス

(2) 東京都が示すガイドラインを用いて行うケアプラン点検

東京都が作成する「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」に沿い、書面の確認および面談を実施し、ケアプラン作成に関しての必要な助言等を行います。（面談は対面またはWEB会議システムを使用して実施）

ケアプラン点検の前後に「事前確認」「事後確認」を実施し、リ・アセスメント支援シート等や要介護高齢者等の心身の状況等に応じた適切なケアプランの作成について、介護支援専門員を支援します。

「事前確認」は地域の主任介護支援専門員と地域包括支援センターの二者で介護支援専門員を支援し、「事後確認」では地域包括支援センターが主となって支援を行います。

(3) 書面点検

必要に応じて実施します。

2 資料等掲載場所

各ケアプラン点検の実施方法等については、練馬区ホームページをご参照ください。

【掲載場所】

練馬区トップページ > 保健・福祉 > 介護保険 > 事業者向け
> ケアプラン点検



3 ケアプラン点検結果の報告（参考）

前年度のケアプラン点検結果の報告については、集団指導資料への掲載の他、上記ホームページに掲載しています。

（担当）練馬区高齢施策担当部介護保険課事業者運営推進係

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1

TEL : 03-5984-4589（直通） FAX : 03-3993-6362

E-mail : KAIG002@city.nerima.tokyo.jp